

別記様式2

年度モニタリング〔第三者(利用団体等)評価〕(令和3年度)

施設名称	志津児童センター
評価者・団体	志津児童センター運営委員会(委員長 橋本允之)

業務点検シート

評価	説明
S (優良)	適格に実施され、特に優れた成果が認められる。
A (適格)	適格に実施されている。
B (概ね適格)	適格に実施されているが、改善の余地がある。
C (要改善)	適格に実施されておらず、ただちに改善する必要がある。
- (該当なし)	該当する事例がない。または、評価することができない。

I 業務に関する基準		
1 基本事項		
開所(館)時間	開所(館)時間が厳守され、速やかに業務が開始されているか。	A
管理範囲	管理範囲が厳守され、利用者を妨げることはないか。	A
利用制限	正当な理由なく利用者の利用を制限していないか。	A
2 維持管理業務に関する基準		
清掃	屋内・屋外ともに美観が維持されているか。	A
	清掃は利用者の妨げにならない時間帯に行っているか。	A
環境衛生	快適に利用できる環境となっているか。	A
景観維持	屋外の景観が維持されているか。	A
備品管理	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。	A
	不足している物品はないか。	A
修繕	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。	A
安全点検	施設内・施設外に危険箇所はないか。	A

3 施設運營業務に関する基準		
利用手続	使用許可や利用料金徴収の手続きは適正に行われ、迅速かつ円滑か。	A
利用料金徴収	利用料金の額、支払方法、減免基準等について、周知は十分か。	A
広報活動	利用者への掲示物・案内等はわかりやすく用意されているか。	A
	各種広報活動により利用者への周知が図られているか。	A
	Webサイトは利用しやすく、適宜更新されているか。	A
意見等受付	意見・要望・苦情等の受付手段及び機会は適切か。	A
	受け付けた意見・要望・苦情等を記録し、改善に努めているか。	A
相談業務	相談事業の利用方法について周知は十分か。	A
企画事業	企画事業の内容、実施回数、参加費の額は適切か。	A
II 運営体制・組織に関する基準		
1 実施体制に関する基準		
人員配置	業務主任担当者及びスタッフの人員配置は適切か。	A
待遇	職員(スタッフ)は名札及び清潔な服装を着用しているか。	A
	職員(スタッフ)のあいさつが徹底され、親切・丁寧な対応がなされているか。	S
2 運営協力体制に関する基準		
協力体制	関係機関、団体、住民等と十分な連携が図られているか。	S

総合評価

コロナ禍の中で、工夫して事業をされているのが、わかりました。
 これからは、中高生も遊びに来れるような楽しい活動ができることを期待します。
 活動内容を、もっと、地域の方に伝えるようにされるといいかと思います。

別記様式3

指定期間中間モニタリング(令和3年度)

施設名称	佐倉市志津児童センター 上志津学童保育所外6学童保育所
施設概要	<p>【志津児童センター】 所在地:〒285-0846 千葉県佐倉市上志津1672番地7 施設構造:鉄骨鉄筋コンクリート造、地上4階建(志津市民プラザ3階) 敷地面積:4,760.13㎡ 延床面積:3,123.61㎡ 建築年月:平成27年11月 施設内容:事務所、遊戯室、図書室、授乳室、集会室、静養室</p> <p>【上志津学童保育所】 所在地:〒285-0846 千葉県佐倉市上志津1764番地6 施設構造:鉄骨造、地上1階建 敷地面積:1,476㎡ 延床面積:302㎡ 建築年月:昭和54年3月 施設内容:学童保育室(1室)遊戯室 図書室 事務室</p> <p>【第二上志津学童保育所】 所在地:〒285-0846 千葉県佐倉市上志津1752 上志津小学校敷地内 施設構造:鉄骨造、地上2階建 敷地面積:700㎡ 延床面積:140㎡ 建築年月:平成28年3月 施設内容:学童保育室(2室)</p> <p>【西志津学童保育所】 所在地:〒285-0845 千葉県佐倉市西志津4丁目26番1号(単独施設、志津保育園敷地内) 施設構造:木造、地上2階建 敷地面積:2,413㎡ 延床面積:82㎡ 建築年月:平成6年2月 施設内容:学童保育室(2室)</p> <p>【第二西志津学童保育所】 所在地:〒285-0845 千葉県佐倉市西志津7丁目2番1号(西志津小学校内) 施設構造:鉄骨造、地上2階建 敷地面積:26,200㎡ 延床面積:976.14㎡ 建築年月:平成28年3月 施設内容:学童保育室(2部屋)多目的室 教室4 資料室</p>

	<p>【第三西志津学童保育所】 所在地：〒285-0845 千葉県佐倉市西志津7丁目2番1号(西志津小学校内) 施設構造：鉄骨造、地上2階建 敷地面積：26,200㎡ 延床面積：976.14㎡ 建築年月：平成28年3月 施設内容：学童保育室(2部屋)多目的室 教室4 資料室</p> <p>【下志津学童保育所】 所在地：〒285-0843 千葉県佐倉市中志津4丁目26番16号(下志津小学校内) 施設構造：鉄筋コンクリート造、地上1階建 敷地面積：18,990㎡ 延床面積：5,753㎡(学童保育部分200㎡) 建築年月：昭和42年3月 施設内容：学童保育室(2部屋)</p> <p>【南志津学童保育所】 所在地：〒285-0842 千葉県佐倉市下志津原164番地2(南志津小学校内) 施設構造：鉄筋コンクリート造、地上4階建 敷地面積：29,036㎡ 延床面積：818㎡(学童保育部分128㎡) 建築年月：昭和49年7月 施設内容：学童保育室(2部屋)</p>
施設の設置目的	<p>児童センターは、児童福祉法に規定された児童厚生施設であり、地域の児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とします。</p> <p>学童保育所は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、授業の終了した放課後及び長期休業その他学校休業日、土曜日等において、家庭に代わる生活の場を提供し、適切な遊びや指導を通して、児童の健全育成を図るとともに、子育てと仕事の両立を支援することを目的とします。</p>
指定管理者	テルウェル東日本株式会社
指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日
委託料	444,385,595円(令和3年度支払額 90,280,539円)
市所管課	こども支援部こども保育課
評価対象期間	平成31年4月1日～令和4年3月31日

評価	説明
S（優良）	要求される水準を上回り、特に良い成果が認められる。
A（適格）	要求される水準を満たしている。
B（概ね適格）	要求される水準を満たしているが、一部問題点が認められる。
C（不適格）	要求される水準を下回り、問題点が認められる。
-（該当なし）	該当する事例がない。または、評価することができない。

1 項目別評価

(1) 公の施設の平等利用等に関する取り組み

項目	評価視点	評価	
		市	指定管理者
基本事項	関係法令等を理解し、遵守したか。	A	A
	必要な資格免許が取得されていたか。	A	A
平等利用	全体の事業内容に偏りはなかったか。	A	A
	特定の個人や団体が優遇されることはなかったか。	A	A
公共性	公の施設を運営するにふさわしい理念により運営していたか。	A	A
	現状分析・課題認識は適切であったか。	A	A
	公の施設の設置目的や市の施策を理解した事業内容であったか。	A	A
	管理運営における環境への配慮は十分であったか。	A	A
	利用者の要望や意見を把握し、的確に対応したか。	A	A

具体的な取り組みの状況、実績

児童センターの運営については、児童福祉法等の関係法令を遵守し、子育て親子が互いに交流できる拠点として、「赤ちゃんDay」や「ちびっこDay」などの気軽に利用できる企画から、「子育てコンシェルジュ」などの育児相談、また、「パパサンデー」のように父親の育児参加を応援する企画など、幅をもたせて事業内容を展開しています。

小学生には、季節に合わせて楽しい体験をできるイベントを実施しています。また、特に東京オリンピックの時期には「しづリンピック」を開催して、子どもたちの興味関心を高めました。

また、学童保育所は「第2の家庭」と捉え、子どもたちの安全を第一に考え、のびのびと楽しく充実した時を過ごせるように、環境整備や行事を実施しています。

評価の理由及び今後の課題(指定管理者)
<p>利用者の要望や意見を把握するために、毎年、アンケート調査を実施しています。アンケートのご意見から、よりわかりやすい保育料の内訳のお知らせの発行や、より衛生的にすごせるようにペーパータオルの設置などしてきました。</p> <p>今後も、アンケートを中心に、改善すべき項目については、貴重なご意見として、速やかに改善していきます。</p>
評価の理由及び今後の課題(市)
<p>・アンケートの回答を元に利用者のニーズ把握に努めていると思います。また、把握するだけでなく、様々なニーズに応えるべく幅広い事業を展開しており、多くの利用者が満足できるよう努力していることが伺えます。</p>

(2) 公の施設の効用発揮、経費縮減に関する取り組み

項目	評価視点	評価	
		市	指定管理者
効用発揮	施設の特徴を活かし、施設の価値を高めることができたか。	A	A
	サービスの質の向上のための取り組みは効果的であったか。	A	A
	利用拡大の方策は効果的であったか。	A	A
	施設の情報発信は工夫されていたか。	A	A
	収支計画にのっとり、安定して経営できたか。	A	A
経費縮減	運営の効率化が効果的になされたか。	A	A
	予定外の収入減・経費増への対応は的確であったか。	A	A

具体的な取り組みの状況、実績

サービスの質の向上のための取り組みとして、公民館の会議室を利用して、ぴあの音楽会を開催しました。また、利用人数を制限する中でも、ひとりひとりの親子に丁寧にかかわりました。利用者の方からは、ここで話をするとホッとするという感想をいただいています。

評価の理由及び今後の課題(指定管理者)
<p>児童センターの職員が、学童保育所で保育に入ったり、遊びを提供しました。今後は、学童保育所職員と児童センターの職員が、より、活発に相互に応援体制を組めるといいと考えています。</p> <p>今後、児童センター事業については、利用実績を踏まえ、事業内容の改善、見直しを更に図る必要があります。</p>
評価の理由及び今後の課題(市)
<p>・HPや機関誌を活用し、積極的な情報発信を行っていました。コロナ禍の影響で様々な制限がある中でも、利用者の満足してもらえるサービスを提供できていたと思います。</p> <p>・児童センター、学童保育所間の相互応援により、運営の効率化が図れると思われしますので、是非積極的に取り組んでももらえればと思います。</p>

(3) 公の施設の管理運営の安定性に関する取り組み

項目	評価視点	評価	
		市	指定管理者
物的能力	団体の経営が安定していて、施設管理を継続的・安定的に行うことができたか。	A	A
	施設の維持管理、備品の管理は適切に行われたか。	A	A
	安全管理・危機管理への取り組みは適切であったか。	A	A
	個人情報の保護、情報公開に対し十分配慮し、必要な措置を講じたか。	A	A
	第三者への委託や運営協力体制は適切であったか。	A	A
人的能力	団体本部との役割分担や責任体制は明確かつ適切であったか。	A	A
	適切な人員配置・勤務体制がとられていたか。	A	A
	人件費や労働条件の設定において、職員への配慮はなされていたか。	A	A
	職員の教育研修体制は適切であったか。	A	A

<p>具体的な取り組みの状況、実績</p> <p>各学童保育所では、地震、火災、及び不審者に対応する訓練を、毎年各1回ずつ実施しました。また、職員の研修関係では、千葉県放課後児童クラブ指導者研修をはじめ、各種研修会に参加し、研鑽を積んできました。</p> <p>当センターでは、職員の人権意識や企業倫理感を高めるために、全職員がCSR(企業の社会的責任)研修に参加しました。コロナ禍のため、紙上やオンラインで行いました。今後、学童保育所運営の課題となっている「気になる子」の理解と支援のあり方、また、職員の心の健康について、更に研修を深めていきたいと考えています。</p>
<p>評価の理由及び今後の課題(市)</p> <p>・学童での様々な訓練を実施し、安全安心な環境づくりに努めていたと思われます。 ・積極的な研修参加は評価できると思います。学童保育に係る内容だけでなく様々な研修に参加することで、問題に対する視野も広がると思いますので、今後も積極的な研修参加を継続していただきたいと思ひます。</p>

(4) 公の施設の設置目的の達成に関する取り組み

項目	評価視点	評価	
		市	指定管理者
①事業内容	【児童センター】 児童の成長過程に合わせた多様な事業内容が提案されているか。	A	A
②配慮を要する児童への対応	【学童保育所】 配慮を要する児童(障害を有する児童等)への対応方針が適当であるか。(職員配置、研修体制等)	A	A
③保育環境の向上	【学童保育所】 学童保育所の保育内容を向上させ、保護者との信頼関係を構築する提案がされているか。	A	A

<p>具体的な取り組みの状況、実績</p> <p>児童センターでは、子育て中の親子への遊び場提供業務として、「赤ちゃんDay」や「ちびっこDay」、また、子育て相談業務として、「子育てコンシェルジュ」などを実施しています。また、小学生を対象とする活動業務として、「わくわくチャレンジ(毎日)や小中高生を対象とする活動業務として、「卓球台開放(毎日)」などを実施しています。</p>
--

評価の理由及び今後の課題(指定管理者)
各学童保育所では、年々増加傾向にある「配慮を要する児童」への適切な対応が大きな課題となっています。当該児童の課題については、保護者の養育等の問題が背景にあるケースが多いので、小学校や関係機関との連携を深めていきたいと考えています。
評価の理由及び今後の課題(市)
・配慮を要する児童について苦慮する点が多々あったと思われませんが、日頃の活動内容を聴取する中で非常にきめ細やかな対応をしていると思いました。これについては児童だけの問題ではなく、児童を取り巻く環境や家族の問題等原因は多岐にわたると思いますが、今後も保護者との交流を深め学校とも連携した上で問題解決に取り組んでいただければと思います。

(5)その他の取り組み

項目	評価視点	評価	
		市	指定管理者
その他	障害者、高齢者の雇用や男女平等参画に対する配慮がなされたか。	A	A
	市民との協働による管理運営が行われたか。	A	A
	地域の活性化につながる取り組みがなされたか。	A	A
	地域雇用が行われたか。	A	A
	収益(剰余金)が有益に利用されたか。	A	A

具体的な取り組みの状況、実績

児童センターでは、志津地区で生活する住民の良好なコミュニティを醸成するために、「地域交流会実行委員会」制度を取り入れ、その実行委員会議を年4回開催しています。
(令和4年度より、地域交流会実行委員会の機能を志津児童センター運営委員会の中に、持たせました。)

そして、地域交流事業として、地域住民の交流を深めるために県民の日に「センターまつり」を開催したり、志津市民プラザで開催される「公民館祭」「福祉まつり」などの行事に積極的に参加しています。

<p>評価の理由及び今後の課題(指定管理者)</p>
<p>「センターまつり」は地域住民の交流の場として長く親しまれてきました。感染症対策のため、新たな「まつり」のあり方や運営等を十分に検討し、地域交流の活性化に繋がるように工夫改善していく必要があります。</p>
<p>評価の理由及び今後の課題(市)</p>
<p>・地域住民との交流の場としてイベントを開催する等、積極的な地域交流が図られていました。 ・コロナ禍前のような多くの人が集まるイベントの実施は難しいかもしれませんが、今後も地域交流の場としての役割を果たせるような積極的な活動及び運営を期待しております。</p>

2 総合評価及び今後の課題

<p>指定管理者</p>	<p>・児童センターが、子どもや子育て中の保護者が一日ゆっくり安心して過ごせる居場所として、また、学童保育所が「第2の家庭」として、子どもたちが心温まる雰囲気の中で、のびのびと過ごせる場となるように、市や関係機関との連携をさらに密にしなが、「安心・安全」を最優先にして、職員一同全力で取り組んでまいります。 ・設備の点検や修繕、老朽化した施設の修繕について 協定書上、5万円以内の修繕は指定管理者側で負担することとなっていますが、その金額を超えるものも少なくない中、どこまで修繕していくべきのかということ課題として感じています。 また、学校内に学童保育所が設置されている場合、学校で行うエアコン等の施設点検に学童保育所も含めていただけるとありがたいと考えております。</p>
<p>市</p>	<p>・児童及び保護者だけでなく、様々な人が安心して過ごせる居場所として施設が機能していると思われます。 ・長引くコロナ禍により、様々な問題対応に苦慮することも多くあると思いますが、今後もより良いサービスを多くの方に提供できるよう市も連携協力していきたいと思ひます。</p>

指定管理者労働条件チェックリスト

点検実施年度 : 令和3年度

施設名 : 志津児童センター及び上志津学童保育所外6学童保育所

チェック項目		チェック結果
1 就業規則 (労働基準法(以下法)89・90・106条、労働基準法施行規則)		(以下規則)6条)
(1)	常時使用する労働者が10人以上である場合、就業規則を作成し、労働者代表の意見を添付して、労働基準監督署に届け出ているか。また、変更した場合も同様か。	<input checked="" type="checkbox"/> 就業規則を作成し、届け出ている。 <input type="checkbox"/> 就業規則を作成しているが、届け出していない。 <input type="checkbox"/> 就業規則を作成していない。 <input type="checkbox"/> 常時使用する労働者が10人未満である。
(2)	短時間労働者について、正社員とは異なる労働条件である場合には、短時間労働者に適用する就業規則を作成し、労働者代表の意見書を添付して、労働基準監督署に届け出ているか。また、変更した場合も同様か。	<input checked="" type="checkbox"/> 就業規則を作成し、届け出ている。 <input type="checkbox"/> 就業規則を作成しているが、届け出していない。 <input type="checkbox"/> 就業規則を作成していない。 <input type="checkbox"/> 短時間労働者を雇用していない又は正社員と同条件である。 <input type="checkbox"/> 常時使用する労働者が10人未満である。
2 労働条件等の明示 (法15条)		
(1)	労働者を雇い入れる際、労働条件について、労働条件通知書、労働契約書、就業規則などの書面で明示しているか。[労基第15条] □ 明示すべき労働条件の内容 ① 契約の期間、② 就業の場所・従事する業務の内容、③ 労働史観に関する事項、④ 賃金の決定・計算・支払の方法、賃金の締め切り・支払の時期に関する事項⑤ 退職に関する事項	<input checked="" type="checkbox"/> 明示している。 <input type="checkbox"/> 明示していない。
(2)	短時間労働者を雇い入れる際、① 昇給の有無、② 退職手当の有無、③ 賞与の有無、④ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口について、書面の交付又はファクシミリ若しくは電子メールによる送信により当該短時間労働者に明示しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 明示している。 <input type="checkbox"/> 明示していない。 <input type="checkbox"/> 短時間労働者を雇用していない。
3 労働時間 (法32・34～36・39条等)		
(1)	所定労働時間は、週40時間以内、1日8時間以内としているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 所定労働時間は、法定労働時間内である。 <input type="checkbox"/> 変形労働時間制を採用している。 <input type="checkbox"/> 所定労働時間が法定労働時間を超えている。
(2)	変形労働時間制をとる場合(1か月以内の期間の労働時間を平均し、週40時間以内とする場合など)は、労使協定等によりその旨を定めているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 定めている。 <input type="checkbox"/> 定めていない。 <input type="checkbox"/> 変形労働時間制をとっていない。
(3)	次のような時間がある場合、労働時間として算定しているか。 ① 交替制勤務における引継ぎ時間 ② 業務報告書等の作成時間 ③ 仕事の打合せ、会議等の時間 ④ 参加が義務付けられている行事や研修等 ⑤ 出張先から次の出張先までの移動に必要な時間	<input checked="" type="checkbox"/> 算定している。 <input type="checkbox"/> 算定していない。
(4)	労働時間は、タイムカードや適正な自己申告などにに基づき、適正に把握しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 適正に把握している。 <input type="checkbox"/> 適正に把握していない。
(5)	休憩は、就業規則で定めた時間に、確実に取得させ、かつ適法であるか。	<input checked="" type="checkbox"/> 適法に取得させている。 <input type="checkbox"/> 適法に取得させていない。
(6)	休日は、毎週1回又は4週を通じて4回以上与えているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 与えている。 <input type="checkbox"/> 与えていない。
(7)	時間外労働・休日労働は、あらかじめ労働者代表と締結し、労働基準監督署に届け出た労使協定の範囲内で行わせているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 労使協定の範囲内で行わせている。 <input type="checkbox"/> 労使協定の範囲内で行わせていない。
(8)	(7)の労使協定(36協定)は、厚生労働省告示「時間外労働の限度に関する基準」の範囲内で締結しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 基準の範囲内で締結している。 <input type="checkbox"/> 基準の範囲内で締結していない。
(9)	短時間労働者を含むすべての労働者に労働基準法に定める年次有給休暇を与えているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 与えている。 <input type="checkbox"/> 与えていない。
4 賃金 (法24・37・最低賃金法4条等)		
(1)	賃金は通貨で、直接労働者に(同意に基づき金融機関への振込みも可)毎月1回以上、定期に全額(税金、社会保険料や賃金控除の労使協定に定めるものは控除可)を支払っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 支払っている。 <input type="checkbox"/> 支払っていない。
(2)	すべての労働時間について最低賃金額以上の時間給を支払っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 支払っている。 <input type="checkbox"/> 支払っていない。
(3)	法定労働時間を超える時間外労働、休日労働及び深夜労働をさせたときは、労働基準法上の割増賃金を支払っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 支払っている。 <input type="checkbox"/> 支払っていない。

チェック項目		チェック結果
5 法定帳簿（法107～109条等）		
(1)	事業場ごとに、各労働者について(日雇労働者を除く。)労働者名簿を作成し、記載すべき事項に漏れはないか。	<input checked="" type="checkbox"/> 労働者名簿を作成し、記載事項に漏れはない。 <input type="checkbox"/> 労働者名簿を作成しているが、記載事項に漏れがある。 <input type="checkbox"/> 労働者名簿を作成していない。
(2)	事業場ごとに、賃金台帳を作成し、記載すべき事項に漏れはないか。	<input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳を作成し、記載事項に漏れはない。 <input type="checkbox"/> 賃金台帳を作成しているが、記載事項に漏れがある。 <input type="checkbox"/> 賃金台帳を作成していない。
(3)	労働者名簿、賃金台帳及び雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類は3年間保存しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 保存している。 <input type="checkbox"/> 保存していない。
6 労働安全衛生（安全衛生法12・13・18・66条等）		
(1)	常時 50 人以上の労働者が使用される施設では、衛生管理者及び産業医を選任し、労働基準監督署に届け出た上で、必要な職務を行わせているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 選任、届出をし、必要な職務を行わせている。 <input type="checkbox"/> 選任、届出のいずれかを行っていない又は必要な職務を行わせていない。 <input type="checkbox"/> 常時使用する労働者が 50 人未満である。
(2)	常時 50 人以上の労働者が使用される施設では、衛生委員会を設け、月1回以上行っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 衛生委員会を設け、月1回以上行っている。 <input type="checkbox"/> 衛生委員会を設けていない又は月1回以上行っていない。 <input type="checkbox"/> 常時使用する労働者が 50 人未満である。
(3)	常時 10 人以上 50 人未満の労働者が使用される施設では、衛生推進者を選任し、必要な職務を行わせているか。	<input type="checkbox"/> 衛生推進者を選任し、必要な職務を行わせている。 <input type="checkbox"/> 衛生推進者を選任していない又は必要な職務を行わせていない。 <input checked="" type="checkbox"/> 常時使用する労働者が 10 人未満であり、又は 50 人以上である。
(4)	雇入時及び作業内容変更時に、労働者に安全衛生教育を行っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 行っている。 <input type="checkbox"/> 行っていない。
(5)	雇入時及び1年以内ごとに1回、常時使用する労働者に対し、健康診断を行っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 行っている。 <input type="checkbox"/> 行っていない。
(6)	健康診断の結果について、健康診断個人票を作成して5年間保存しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 保存している。 <input type="checkbox"/> 保存していない。
(7)	健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者については、健康診断が行われた日から3か月以内に、医師等の意見を聴いているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 聴いている。 <input type="checkbox"/> 聴いていない。
(8)	健康診断の結果を労働者に通知しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 通知している。 <input type="checkbox"/> 通知していない。
(9)	常時 50 人以上の労働者が使用される施設では、定期健康診断を行ったときに、定期健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 提出している。 <input type="checkbox"/> 提出していない。 <input type="checkbox"/> 常時使用する労働者が 50 人未満である。
7 法令等の周知（法106条、労働安全衛生法101条等）		
(1)	労働基準法、労働安全衛生法等の要旨を、 ①常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること ②書面を労働者に交付すること ③磁気ディスク等に記録し、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること のいずれかにより、労働者に周知しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 周知している。 <input type="checkbox"/> 周知していない。
8 雇用保険・社会保険（雇用保険法4～6条、健康保険法3条等）		
(1)	雇用保険の加入義務がある労働者について、適切に加入手続を行っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 行っている。 <input type="checkbox"/> 行っていない。
(2)	健康保険、厚生年金保険の加入義務がある労働者について、適切に加入手続を行っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 行っている。 <input type="checkbox"/> 行っていない。